

令和7年度 集団指導講習会 (介護保険サービス事業者)

指導監査の方針・重点着眼事項等について



いわき市 保健福祉部 保健福祉課 法人指導係



講義の内容

- 1 指導監査の基本方針
- 2 重点着眼事項
- 3 指導の実施について
- 4 監査の実施について



講義の内容

1 指導監査の基本方針

2 重点着眼事項

3 指導の実施について

4 監査の実施について



1. 指導監査の基本方針

事業者の改善・向上のための助言・支援

市

指定基準に基づく指導
給付費の適正化



事業者

サービスの質の確保
事業の適正な運営
➡より良いケアの実現



講義の内容

1 指導監査の基本方針

2 重点着眼事項

3 指導の実施について

4 監査の実施について



2-1. 全事業所共通の重点着眼事項

1

基本報酬及び
各種加算の算定

- ▶ 適正な算定と過誤調整の実施
- ▶ 前回指導で過誤調整になった事例について、
同じ誤りがない

2

人員基準及び
勤務体制の確保

- ▶ 人員基準の充足
- ▶ 施設・事業所間の兼務関係が明確
- ▶ ハラスメントの指針策定および相談体制の
整備



2-1. 全事業所共通の重点着眼事項

3 虐待の防止

- ▶ 高齢者虐待の未然防止への取組がされている
- ▶ 虐待が疑われる場合の対応が認識され、適切に実施されている
 - ・定期的な委員会の開催及び従業員への結果周知
 - ・指針整備
 - ・定期的な研修の実施
 - ・上記を適切に実施するための担当者の設置



2-1. 全事業所共通の重点着眼事項

4

業務継続計画の 策定

- ▶ 業務継続計画の策定
 - ・感染症の発生時
 - ・非常災害の発生時
- ▶ 従業者に対する業務継続計画の周知
- ▶ 定期的な研修・訓練の実施



2-2. 介護保険施設等の重点着眼事項

1

事故発生の防止
発生時の対応

- ▶ 適切な事故発生防止措置
- ▶ 事故発生時の対応の従業者への周知及び適切な実施

2

感染症及び
食中毒の予防
並びにまん延防止

- 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための
- ▶ 委員会の定期的な開催及び従業者への結果周知
 - ▶ 指針整備
 - ▶ 定期的な研修・訓練の実施



2-2. 介護保険施設等の重点着眼事項

3

サービス計画の
作成

- ▶ 介護支援専門員を中心とした多職種協働による施設サービス計画の作成
- ▶ 入所者等に対する施設サービス計画内容の適切な説明等



2-2. 介護保険施設等の重点着眼事項

4

適切な入所者
処遇の確保

- ▶ 身体拘束等の不適切処遇の防止措置
- ▶ 要件の検討や家族の同意
- ▶ 態様・時間・利用者の心身の状況・緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
- ▶ 適正化のための委員会の定期的開催等
- ▶ 適正化のための指針整備
- ▶ 従業者に対する研修の定期的実施

5

非常災害対策

- ▶ 災害の態様ごとの具体的計画
- ▶ 計画に定めた訓練の実施
- ▶ 避難確保計画の策定と訓練の実施



2-3. 指定居宅サービス事業所の重点着眼事項

1

計画作成の
一連のプロセス

- ▶ 一連のプロセスの適切な実施
(情報収集、アセスメント、多職種による計画作成、モニタリング、計画の見直し等)

2

感染症の予防
及びまん延防止

- 感染症の予防及びまん延の防止のための
- ▶ 委員会の定期的な開催及び従業者への結果周知
 - ▶ 指針整備
 - ▶ 定期的な研修・訓練の実施



2-3. 指定居宅サービス事業所の重点着眼事項

3 非常災害対策

- ▶ 災害の態様ごとの具体的計画
- ▶ 計画に定めた訓練の実施
- ▶ 避難確保計画の策定と訓練の実施

4

身体拘束等の
禁止
(▶ 3つ目以降は
居住系・小多機・
短期系サービス
のみ)

- ▶ 要件の検討や家族の同意
- ▶ 態様・時間・利用者の心身の状況・緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
- ▶ 適正化のための委員会の定期的開催等
- ▶ 適正化のための指針整備
- ▶ 従業者に対する研修の定期的実施



2-4. 指定居宅介護支援事業所の重点着眼事項

1

サービス等
利用計画

- ▶ 一連のプロセスの適切な実施
(サービス担当者会議、モニタリングの実施と記録等)
- ▶ 利用者及びサービス提供事業者への計画の説明・同意・交付
- ▶ 個別サービス計画との連動制・整合性の確認

2

感染症の予防
及びまん延の
防止

- 感染症の予防及びまん延の防止のための
- ▶ 委員会の定期的な開催及び従業者への結果周知
 - ▶ 指針整備
 - ▶ 定期的な研修・訓練の実施



講義の内容

- 1 指導監査の基本方針
- 2 重点着眼事項
- 3 指導の実施について
- 4 監査の実施について



3-1. 指導の根拠となる法令等

- ◆ 介護保険法第23条
- ◇ 令和4年3月31日付老発0331第6号
「介護保険施設等の指導監督について」
- ◇ 平成27年3月31日付老発0331第8号
「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の
指導監督について」

・・・など



3-2. 指導の方法

	集団指導	運営指導
対象	全事業所	年度計画で定める
目的	情報伝達による 不正・違反の未然防止	基準等の適合性確認による 具体的な改善指導
内容	過去の指導事例などを 講習形式で周知	処遇・運営報酬請求の 実施状況等の確認



3-3.運営指導の流れ

1 実施通知

実施日の1ヵ月前までに日時等を通知
(通知しない場合もある)

2 指導当日

施設内の見回り(ラウンド)、書類、
職員への聞き取り等により状況を確認

3 結果通知

運営指導後、約1ヵ月半後を目安に
結果を送付

4 改善報告

文書指摘事項を期限までに改善し、
市に報告



3-4. 運営指導の指導レベル

指導区分	要件	改善報告
文書指摘	法令等の規定に違反している場合 過誤調整が必要となる場合	要
口頭指摘	法令等の規定違反の程度が軽微な場合 文書指摘せずとも改善が見込まれる場合	不要
助言	法令等の規定に違反はしていないが、 適正な運営に資すると考えられる場合	不要



講義の内容

- 1 指導監査の基本方針
- 2 重点着眼事項
- 3 指導の実施について
- 4 監査の実施について



4-1. 監査の根拠となる法令等

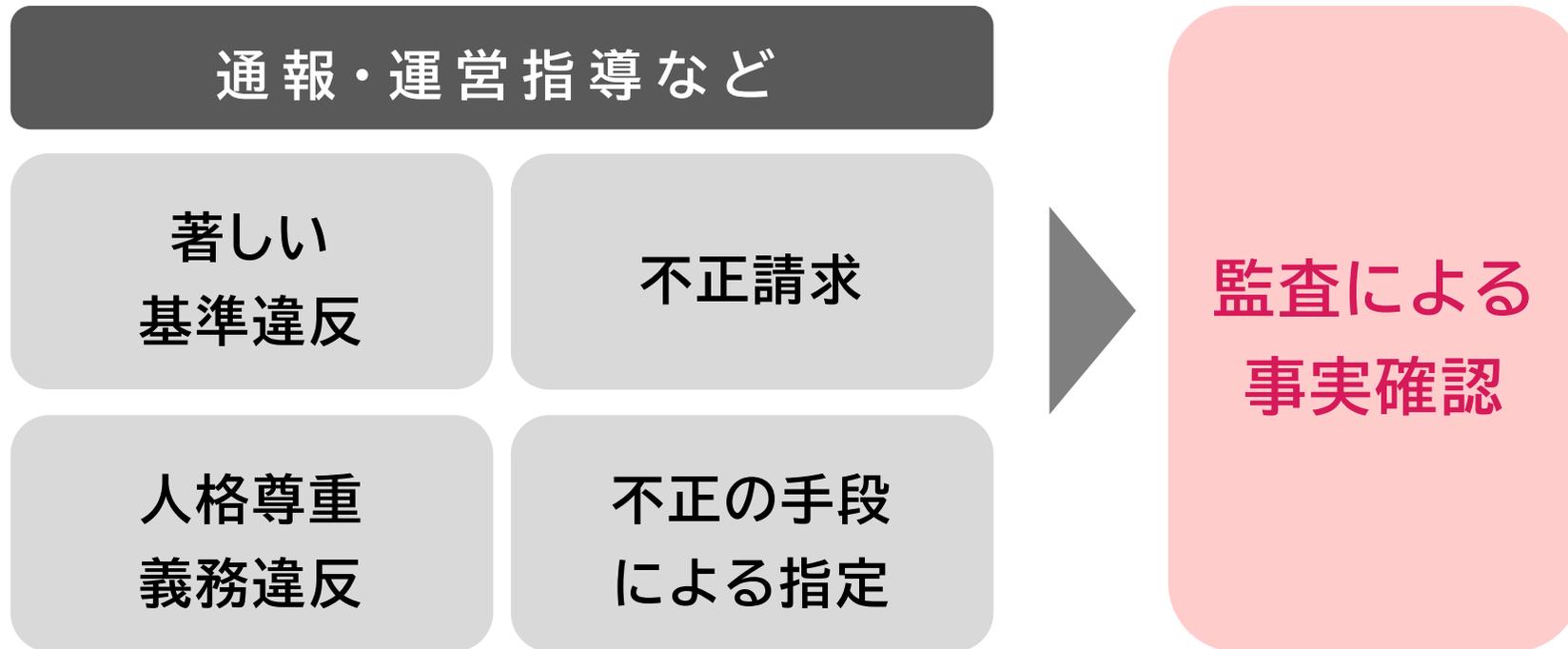
- ◆ 介護保険法第76条 など
- ◇ 令和4年3月31日付老発0331第6号
「介護保険施設等の指導監督について」
- ◇ 平成27年3月31日付老発0331第8号
「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の
指導監督について」

・・・など



4-2. 監査の概要

重大な違反等が疑われる場合、指導に従わない場合等に実施



4-3. 監査後の措置

改善勧告・命令

改善するよう勧告または命令する
従わない場合、その旨公表し、上位の処分を検討

報酬の返還命令

不正請求によって得た報酬を返還させる
不当利得額の40%の加重金を上乘せ

指定の効力停止

一定期間、指定の効力を停止する
新規受入停止・報酬請求制限・営業停止

指定の取消し

事業を行うことができなくなる



4-4. 監査の実施方法

- ◆ 報告を求める
- ◆ 帳簿書類の提出・提示
- ◆ 関係者への質問
- ◆ 事業所等への立ち入り
- ◆ その他物件の検査

虚偽・拒否・妨害・忌避などは嚴重に処分





ご清聴ありがとうございました

